はかりの定期検査を実施します

取引や証明に使用する計量器(はかり)は、2年に1回定期検査を受けなければなりません。下記の日程により定期検査を実施しますので、最寄りの会場で必ず受検してください。

なお、<u>新規で受検される方は、</u>事前に常陸大宮市商工観光課へ令和5年6月20日(火)までにご連絡ください。

また、計量器の数が多い場合や、運搬が難しい場合は、別料金になりますが所在場所での検査または計量士による巡回検査もあります。詳しくは(一社)茨城県計量協会または茨城県計量検定所までお問い合わせください。

○定期検査日時・場所

検査年月日	検査時間	検査会場	住所	電話番号
7月24日(月)	10:30~15:00	市役所本庁	中富町3135-6	52-1111
7月25日(火)				
7月26日(水)	10:30~12:00	山方地域センター別館	山方660	57-2903
	13:30~15:00	美和地域センター	高部5281-1	58-2111
7月27日(木)	10:30~12:00	緒川地域センター	上小瀬1259	56-2111
	13:30~15:00	御前山地域センター	野口3195	55-2111

○当日持参するもの

①手数料(1台当たり520円~3,000円位) ②受検通知ハガキ ③はかり(分銅・おもりも必ず持参)

○主な検査対象はかり

- ①各種商店(露天、行商含む)で商取引に使用するはかり
- ②薬局、病院の調剤用はかり(動物病院のはかりは除く)
- ③農産物、水産物の売買、出荷のために使用するはかり
- ④事業所の受入、出荷の取引用はかり、内容量および品質表示のために使用するはかり
- ⑤運送(宅配便)会社の小荷物の運賃算出に使用するはかり(取次店も含む)
- ⑥貴金属商、釣り堀等で使用するはかり
- ⑦保健所、病院、学校、幼稚園、保育所で健康診断や身体検査に使用するはかり
- ⑧法令等により、公共機関への報告、または統計などを目的として使用するはかり

問 本庁 商工観光課 商工振興G ☎52-1111 内線274 M 52-2250

茨城県指定定期検査機関 一般社団法人茨城県計量協会 ☎029-225-7973

茨城県計量検定所 指導課 ☎029-221-2763

令和4年度中山間地域等直接支払交付金が17集落に交付されました

農業生産条件の不利な中山間地域等で、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とするため交付しています。

令和4年度の実績を公表します。

○認定している集落協定の概要

集落協定数: 17集落協定 交付対象面積: 689,243㎡ 交付金額: 5,326,293円

○対象農用地

- ・農業振興地域内で面積の合計が1ha以上の農用地
- ・傾斜のある農用地(田:1/100以上、畑:8度以上)
- ○対象者 集落協定を締結し、5年間農業生産活動等を継続する農業者等
- ○10aあたりの交付金 300円~ 21,000円
- ○交付金の使途
 - ・交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます(使途は、あらかじめ協定に定めておく必要があります)。

問 本庁 農林振興課 農地調整G ☎52-1111 内線202